平成２５年（フ）第２６６８号
大阪市淀川区東三国５丁目13番６―807号
破産者　株式会社オカザキ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２８５号
大阪府枚方市出口３丁目33番２号
破産者　有限会社秀工舎
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５３０号
大阪市西区京町堀２丁目６番26号
破産者　株式会社アイティヒルズ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３６号
堺市南区小代129番地
破産者　株式会社泉北自販
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３３７号
堺市中区深井沢町3138番地エルモーソ・デ・昌栄401号、開始決定時の住所堺市西区山田２丁190番地28
破産者　泉北自販こと　川島　　太
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１９５号
兵庫県川西市久代１丁目１番12号
破産者　有限会社アートヨンジューゴ
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
兵庫県姫路市栗山町127番地
破産者　ミューズシステム株式会社
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第７０号
兵庫県西脇市高田井町139番地の１
破産者　有限会社カナマン
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第５９４号
岡山市南区福田1022番地６、開始決定時の住所岡山市北区広瀬町２番１号
破産者　亀山　忠好
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３３号
熊本市南区出仲間７丁目15番１号
破産者　株式会社トモエ商会
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１００号
鹿児島県鹿児島市小野町2392番地47
破産者　株式会社宇宿庭園管理センター
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２５号
鹿児島県奄美市名瀬末広町９番11号
破産者　合資会社元野商店
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１３号
北海道室蘭市宮の森町４丁目22番25号
破産者　医療法人社団こだま消化器内科クリニック
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
岩手県花巻市東宮野目第13地割120番地
破産者　川村工業株式会社
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３３７号
茨城県筑西市二木成1396番地の１
破産者　有限会社ケイナン
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１７２号
群馬県伊勢崎市三室町4105番地５
破産者　有限会社アトレイユ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４３号
東京都八王子市東浅川町527番地８石川ビル105号
破産者　徳田香代子
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７３号
東京都八王子市東浅川町562番地７
破産者　株式会社トーク
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７４号
東京都八王子市東浅川町527番地８石川ビル105号
破産者　徳田　一臣
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８２２号
東京都立川市錦町１丁目５番26号コーポ鳥海303号
破産者　望月　達也
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８２７号
東京都立川市西砂町６丁目65番地の３ソシア藤103号
破産者　小林　則和
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４８３号
山梨県甲府市中央１丁目９番１号
破産者　株式会社マルニシ
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係